

令和 8 (2026) 年度食品、添加物等の夏期一斉取締り等の実施結果について

夏期に多発する食中毒をはじめ、食品による事故を防止するとともに、積極的に食品衛生の向上を図ることを目的として、県内の食品関係営業施設に対する一斉監視等の「夏期一斉取締り」を実施するとともに、食品衛生思想を普及・啓発するため、全国的に8月が「食品衛生月間」と定められたことに合わせ、食品等事業者及び消費者に対し、食品の安全性に関する情報提供を行いました。

1 夏期一斉取締り

(1) 実施期間

令和 8 (2026) 年 7 月 1 日～ 8 月 31 日

(2) 重点監視指導事項

- ア HACCP に沿った衛生管理の定着促進
- イ カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等による食中毒予防対策
- ウ アニサキスによる食中毒予防対策
- エ 大量調理施設等に対する監視指導
- オ アレルゲン、期限表示、虚偽の若しくは誇大な表示又は広告の禁止等に関する表示に係る監視指導

【立入検査結果】

のべ 1, 173 施設に対して立入検査を実施しました。

食品衛生法等の違反施設数は 6 施設で、その内訳は食中毒（食品衛生法第 6 条違反）が 1 施設、無許可営業（食品衛生法第 55 条違反）が 5 施設でした。前者は食中毒原因施設に対する営業禁止処分の他、食品衛生の確保の改善の指導をしました。後者は営業を中止させ、速やかな取得を指導しました。

業 種		監視指導 延施設数	違反 施設数	違反の内容
旧食品衛生法の許可を要する業種	飲食店営業	62		
	菓子製造業	6		
	乳製品製造業	1		
	魚介類販売業	6		
	食品の冷凍または冷蔵業	1		
	喫茶店営業	4		
	アイスクリーム類製造業	1		
	食肉販売業	5		
	ソース類製造業	1		
	めん類製造業	1		
	そうざい製造業	1		
	添加物（規格あり）製造業	1		
合 計		90	0	

業種		監視指導 延施設数	違反 施設数	違反の内容
改正食品衛生法の許可を要する業種	飲食店営業	608	3	食中毒1件、無許可営業2件
	調理の機能を有する自動販売機	6		
	食肉販売業	22		
	魚介類販売業	34		
	魚介類競り売り営業	1		
	集乳業	2		
	乳処理業	8		
	食肉処理業	1		
	菓子製造業	76		
	アイスクリーム類製造業	20		
	乳製品製造業	8		
	清涼飲料水製造業	3		
	食肉製品製造業	1	1	無許可営業
	水産製品製造業	4		
	液卵製造業	3		
	みそ又はしょうゆ製造業	6		
	酒類製造業	2		
	豆腐製造業	1		
	麺類製造業	16		
	そうざい製造業	48	2	無許可営業
	冷凍食品製造業	1		
	漬物製造業	12		
	密封包装食品製造業	7		
	添加物製造業	3		
小 計		893	6	
改正食品衛生法の届出を要する業種	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	5		
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	8		
	乳類販売業	35		
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	8		
	弁当販売業	1		
	野菜果物販売業	16		
	米穀類販売業	4		
	通信販売・訪問販売による販売業	1		
	コンビニエンスストア	13		
	百貨店、総合スーパー	20		
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機を除く。)	17		
	その他の食料・飲料販売業	47		
	添加物製造・加工業	1		
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	2		
	農産保存食料品製造・加工業	5		
	精穀・製粉業	1		
	その他の食料品製造・加工業	4		
	その他	2		
小 計		190	0	
合 計		1083	6	

【収去検査結果】

食品の検査は、223 検体を対象に規格基準等の検査を行いました。
検査の結果、違反は 3 件（規格基準違反）でした。

品 目	検体数			違反件数	違反の内容
	国産	輸入	合計		
魚介類	6		6	3	大腸菌群陽性2件、大腸菌群陽性及び細菌数超過1件（規格基準違反）
魚介類加工品	2	1	3		
卵及びその加工品	7		7		
乳	81		81		
乳製品及び乳類加工品	4		4		
アイスクリーム類・氷菓	22		22		
穀物	1		1		
めん類	10		10		
菓子類	12		12		
(上記以外の)穀類加工品	3		3		
生鮮野菜及び果物	3	5	8		
野菜果物乾燥品及び加工品	8		8		
漬物	16	1	17		
そうざい及びその半製品	8		8		
弁当	16		16		
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	6		6		
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	1		1		
かん詰又はびん詰食品	4		4		
清涼飲料水	6		6		
合 計	216	7	223	3	

2 食品衛生月間

- (1) 実施期間
令和 8 (2026) 年 8 月 1 日～ 8 月 31 日
- (2) 実施事項
食品の安全性に関する各種啓発事業等の実施

【実施結果】

実施事項及び内容	実施回数	参加人数	備考
1 営業者等に対する講習会	5	52	
2 営業者に対する検便の実施	11		
3 広報誌掲載等による広報活動 (市町広報誌への掲載、テレビ放送)	295		
4 食品衛生指導員による巡回指導	1505	1173	
5 その他 (1) 巡回指導時及び保健所等の窓口におけるチラシ、パンフレット等の配布 (2) ポスターの掲示 (3) ホームページによる食中毒予防の啓発 (4) SNSを活用した食中毒等の注意喚起 (5) 県庁舎エレベーター内液晶モニターにおける広報 (6) 食品表示合同監視			

※3及び4の結果は延べ数